

特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団給与規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団(以下「法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の給料及び諸手当の支給については、この規程の定めるところによる。但し、法人の要請に応じ法人の業務に従事する法人以外の団体(以下「他団体」という。)職員の給与並びに他団体の業務に従事する法人職員の給与に関し、法人と当該他団体との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

2 有期契約職員に関しては、別に定める規程による。

(給料)

第2条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

2 職員の給料は月額とし、港区職員の給与に関する条例第5条第1項第1号イ行政職給料表(一)による。

但し、特別の事情により給料表により難しい場合は、その都度定める。

3 「港区職員の派遣に関する取決め書」により港区から派遣された職員の派遣期間における給与及び手当については、港区職員の給与に関する条例(昭和26年港区条例第13号)に基づき支給する。

4 (削除)

(初任給)

第3条 新たに採用する職員の初任給及び職務に有用な学歴、経験等を有する場合の換算基準については、理事長が別に定める。

2 (削除)

(昇給)

第4条 昇給は原則として毎年4月1日とし、その前年の1月1日から12月31日までを当該勤務成績判定期間として、その期間が属する年の翌年の1月1日を基準日としてその者の勤務成績等に応じて行うものとする。

2 職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として次項に定める基準に従い決定するものとする。

3 前項に定める基準は、その者の勤務成績に応じて決定される次の区分(以下「昇給区分」という。)とする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 「極めて良好」 | A |
| (2) 「特に良好」 | B |
| (3) 「良好」 | C |
| (4) 「やや良好でない」 | D |
| (5) 「良好でない」 | E |

4 勤務成績判定期間における勤務成績の判定ができない者の昇給区分は、前項第3号の

区分を適用するものとする。

- 5 理事長が別途定める基準に規定する事由等に該当するときは、第2項の規定による昇給の号給数を抑制する。
- 6 職員の給料月額がその属する級の最高号給に到達した場合は昇給を停止する。
- 7 前項の規定にかかわらず職員が満55歳に達したときは、達した日の属する年度の翌年度以降昇給をさせることができない。但し、理事長が適当であると認めた職員については、満60歳まで昇給させることができる。

(昇格、降格)

- 第5条 理事長は職員を昇任させた場合は昇格をさせ、また、降任させた場合は降格をさせる。
- 2 昇格は、昇格前に受けている給料月額を上位の級の同額の号給又は直近上位の給料月額の号給に格付けることにより行う。
 - 3 降格は、降格前に受けている給料月額を下位の級の同額の号給又は直近上位の給料月額の号給に格付けすることにより行う。なお、直近上位の号給がない場合は、直近上位の号給を求める級の最高号給とその1号下位の号給との間差分を加算し現号給の給料月額を始めて上回った額をもって直近上位の号給とする。
 - 4 前3項に定めるほか、昇格及び降格に関する事項については、理事長が別に定める。

(給料の支給)

- 第6条 給料の支給については次の各号による。
- (1) 新たに職員になったものに対しては、採用の日から又昇給、降給等のあった場合は、その事実の生じた日から定められた給料を支給する。
 - (2) 職員が離職し、又は、死亡したときは、その日まで給料を支給する。
 - (3) 前2号の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)の初日から支給するとき又は、給与期間の末日まで支給するときは、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
 - (4) 就業規則第11条第1号に掲げる事由に該当して休職したときは、健康保険法に規定されている傷病手当金支給対象となることから、その休職期間中は給与を支給しない。
 - (5) 就業規則第11条第2号に掲げる事由に該当して休職したときは、その休職期間中、給料、扶養手当、住宅手当の支給額については、理事長が別に定める。
 - (6) 職務のための傷害を受け、又は疾病に罹った場合は、前号の規定にかかわらず、加療中、給料の全部又は一部を支給する。
- 2 給料は原則として毎月15日にその月分を支給する。ただし、当日が休日の場合にはその前日とする。
 - 3 給与は通貨で直接職員に支給する。ただし、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する銀行等の当該職員の預金口座等への振込みによることができる。
 - 4 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除

くほか、その勤務しない時間もしくは期間につき、理事長が別に定める額を減額して給与を支給する。

(管理職手当の支給)

第7条 事務局長の職にあるものについては、その職務の責任等、その特殊性に基づいて管理職手当を支給する。その手当額については別表に掲げるとおりとし、その他の事項については理事長が別に定める。

2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(事務局課長、事業課長及び障害者就労支援センター長手当の支給)

第8条 事務局課長、事業課長、障害者就労支援センター長の職にある職員に対しては手当を支給する。その手当額については別表に掲げるとおりとし、その他の事項については理事長が別に定める。

2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(主任手当の支給)

第9条 主任の職にある職員に対しては主任手当を支給する。その手当額については別表に掲げるとおりとし、その他の事項については理事長が別に定める。

2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(扶養手当の支給)

第10条 扶養家族のある職員に対しては扶養手当を支給する。

2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(扶養手当支給の範囲)

第11条 扶養家族の範囲は次に掲げるもので、他に生計の途がなく、その職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者（婚姻と同様な関係がある者を含む）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母、祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

(扶養手当の支給額)

第12条 扶養手当の支給に関し、その額については別表に掲げるとおりとし、その他の事項については、理事長が別に定める。

2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(扶養手当支給証明の添付)

第13条 扶養手当の支給を受けようとするものは、必要により住民票記載事項証明書、

その他証明書を添付しなければならない。

- 2 第11条第5号によって扶養手当を受けようとするものは、医師の診断書、その他必要な証明書を添付しなければならない。

(通勤手当の支給)

第14条 職員に対する通勤手当の支給に関し、その額については別表に掲げるとおりとし、その他の事項については、理事長が別に定める。

- 2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(住居手当の支給)

第15条 職員に対する住居手当の支給に関し、その額については別表に掲げるとおりとし、その他の事項については、理事長が別に定める。

- 2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(諸手当の支給申請等)

第16条 扶養手当、通勤手当、住居手当は職員の申請によるものとする。

- 2 虚偽の届出又は届出の遅延によって不当な手当を受けたときは、受けた手当を返還させることがある。

(超過勤務手当、休日給の支給)

第17条 職務の都合上命令により勤務時間を延長若しくは法定外休日に勤務させた場合は、超過勤務手当、休日給を支給する。但し、法定外休日の勤務にかえて、振替休日を与えた場合はこれを支給しない。

- 2 前項の超過勤務手当、休日給の額は、理事長が別に定める。
- 3 第7条に規定する管理職手当の支給を受ける職員については、超過勤務手当を支給しない。ただし、休日勤務の場合はこの限りでない。
- 4 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(資格手当)

第18条 職員に対する資格手当の支給については、理事長が別に定める。

- 2 本手当は、毎月給料日にあわせて支給する。

(期末手当、勤勉手当)

第19条 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、支給対象者及び基準日については、別表のとおりとし、その他の事項については、別に定める。

(退職金)

第20条 東京都社会福祉協議会従事者共済会に定める退職給付金を支給する。

(施行規則)

第21条 この規程を施行するために必要な細則は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条、第8条、第9条、第12条、第14条、第15条、第17条及び第19条関係）

名称	支給額または支給率	
管理職手当	俸給月額の30%	
事務局課長、事業課長及び障害者就労支援センター長手当	手当月額	対象
	30,000円	理事長からの下命により第8条の役職に就くもの
主任手当	手当月額	対象
	10,000円	理事長からの下命により第9条の役職に就くもの
扶養手当	配偶者	6,000円
	子	9,000円
	（但し、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある場合	
	13,000円）	

	<p>その他の扶養親族 6,000 円</p>																	
住居手当	<p>1 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃（使用料を含む。）を払っている者に対して、住居手当を支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、8,300 円とし、27 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に対しては 18,700 円を、27 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 32 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に対しては 9,300 円をその額に加算した額とする。</p>																	
通勤手当	<p>1 交通機関利用に係る通勤手当は、4 月及び 10 月の年 2 回、それぞれ 6 か月定期券価額による一括支給とする。1 か月の限度額 55,000 円</p> <p>2 交通用具使用者に係る通勤手当は下表とする。</p> <table border="1" data-bbox="416 914 1230 1748"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車等の使用距離（交通機関併用者） 片道 1 k m 以上 5 k m 未満</td> <td rowspan="2">2,600 円</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 2 k m 以上 5 k m 未満</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 5 k m 以上 10 k m 未満</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 10 k m 以上 15 k m 未満</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 15 k m 以上 20 k m 未満</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 20 k m 以上 25 k m 未満</td> <td>9,000 円</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 25 k m 以上 35 k m 未満</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>自転車等の使用距離 片道 35 k m 以上</td> <td>13,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当額	自転車等の使用距離（交通機関併用者） 片道 1 k m 以上 5 k m 未満	2,600 円	自転車等の使用距離 片道 2 k m 以上 5 k m 未満	自転車等の使用距離 片道 5 k m 以上 10 k m 未満	3,000 円	自転車等の使用距離 片道 10 k m 以上 15 k m 未満	5,000 円	自転車等の使用距離 片道 15 k m 以上 20 k m 未満	7,000 円	自転車等の使用距離 片道 20 k m 以上 25 k m 未満	9,000 円	自転車等の使用距離 片道 25 k m 以上 35 k m 未満	11,000 円	自転車等の使用距離 片道 35 k m 以上	13,000 円
区分	手当額																	
自転車等の使用距離（交通機関併用者） 片道 1 k m 以上 5 k m 未満	2,600 円																	
自転車等の使用距離 片道 2 k m 以上 5 k m 未満																		
自転車等の使用距離 片道 5 k m 以上 10 k m 未満	3,000 円																	
自転車等の使用距離 片道 10 k m 以上 15 k m 未満	5,000 円																	
自転車等の使用距離 片道 15 k m 以上 20 k m 未満	7,000 円																	
自転車等の使用距離 片道 20 k m 以上 25 k m 未満	9,000 円																	
自転車等の使用距離 片道 25 k m 以上 35 k m 未満	11,000 円																	
自転車等の使用距離 片道 35 k m 以上	13,000 円																	
超過勤務手当 及び休日給	<table border="1" data-bbox="416 1793 1310 2070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給率</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超過勤務手当（通常の日）</td> <td>125/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当（通常の日）</td> <td>150/100</td> <td>午後 10 時～翌朝 5 時まで。含む所定休日</td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当（法定休日）</td> <td>135/100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給率	内容	超過勤務手当（通常の日）	125/100		超過勤務手当（通常の日）	150/100	午後 10 時～翌朝 5 時まで。含む所定休日	超過勤務手当（法定休日）	135/100						
区分	支給率	内容																
超過勤務手当（通常の日）	125/100																	
超過勤務手当（通常の日）	150/100	午後 10 時～翌朝 5 時まで。含む所定休日																
超過勤務手当（法定休日）	135/100																	

期末手当 勤勉手当	超過勤務手当（法定休日）	160/100	午後 10 時～翌朝 5 時まで。		
	超過勤務手当（同一週を超えて週休日の振替等を行う場合）	25/100			
	支給対象者 ①基準日現在在職する者 ②基準日前 1 ヶ月以内の退職者				
	区分	基準日	期末手当	勤勉手当	支給率計
	夏季手当	6 月 1 日	別途定める	別途定める	別途定める
	年末手当	12 月 1 日	別途定める	別途定める	別途定める

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団	事業年度	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
-----	---------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	63,000 円
賛助会員受取会費	462,000 円
受取寄附金	225,000 円
受取寄附金振替額	66,685 円
受取国庫助成金	400,000 円
受取地方公共団体助成金	1,913,556 円
受取地方公共団体補助金	30,995,493 円
受取地方公共団体補助金振替額	306,243 円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益	102,938,501 円
障害者就労援助事業収益	91,169,947 円
自動販売機等事業収益	10,545,521 円
受取利息	382 円
雑収益	277,575 円
合 計	239,363,903 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
.....	円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員総数のうち次に掲げる者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
㉒	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ						

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
堀 信子		理事		○							平成19年 7月2日就任
八木原 律子		理事		○							平成30年 7月2日就任
平井 照子		理事		○							平成26年 7月1日就任
荒川 千津子		理事		○							平成30年 7月2日就任
小山 正隆		理事		○							平成30年 7月2日就任
中島 恭男		理事		○							平成30年 7月2日就任
高橋 隆		理事		○							令和4年 4月1日就任
渋谷 典昭		監事		○							平成20年 5月26日就任
小島 幸久		監事		○							平成30年 7月2日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (経理上手くんαProⅡ) ルーズリーフ	月1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (経理上手くんαProⅡ) ルーズリーフ	月1回	7年
棚卸資産台帳	会計ソフト (経理上手くんαProⅡ) ルーズリーフ	月1回	7年
固定資産管理台帳	会計ソフト (経理上手くんαProⅡ) ルーズリーフ	月1回	7年
給与台帳	会計ソフト (給与上手くんαProⅡ) ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団	チェック欄					
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓					
イ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		<input checked="" type="checkbox"/>				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> </td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> </td> </tr> </table>	同	意	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
同	意					
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団
-----	-----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団	チェック欄															
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 75%;">役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input type="radio"/>無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input type="radio"/>無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input type="radio"/>無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>暴力団の構成員等の有無</td> <td style="text-align: center;">有・<input type="radio"/>無</td> </tr> </table>			1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無	ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無	二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無																
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無															
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無															
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無															
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無															
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ															
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ															
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ															
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要																
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		はい <input checked="" type="radio"/> いいえ															
6 次のいずれかに該当する法人																	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ															
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ															